



台風18、19号により、被害を受けられた組合員の皆さんへ

このたび2週連続で台風が首都圏を直撃いたしました。
この台風により被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。
教職員共済生協の下記共済をご契約の方で、台風18、19号の影響により、『お体のけが』、『建物への被害』を受けられた方は、神奈川県事業所までご連絡ください。

◆共済金のお支払いについて

次の各共済をご契約されている方は共済金お支払いの対象になります。
ただし、ご契約内容や被害の状況によっては、共済金をお支払いできない場合がございます。詳しくは神奈川県事業所までお問い合わせください。

『建物に被害』を受けられた場合

総合共済

火災共済・自然災害共済
(住宅災害等給付金付火災共済)



『けがで入院・休業・通院』等された場合

総合共済

医療共済

- (1) 30日以上連続した入院・休業の場合
- (2) 業務中、通勤途中のけがが原因で、事故の日から30日以内に通算して4日以上入院・通院した場合

(1泊2日以上継続した入院の場合)

『けがで通院』等された場合

交通災害共済 (一般傷害)



ホームページから資料請求や掛け金のお見積もりができます

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

教職員共済

検索

上記について、ご不明点がございましたら、右記までお問い合わせください。

教職員共済生活協同組合 神奈川県事業所

〒220-0053 横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館内

TEL 045-242-6660
FAX 045-242-3881